

## 浄水場ほか維持管理業務委託に係る競争契約入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、浄水場ほか維持管理業務委託に係る契約について、静岡県大井川広域水道企業団が行う一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第2条 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札保証金は、納付を要しない。

(入札の基本的事項)

第4条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面その他契約に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第6条 入札書は、入札説明書に示された様式により作成し、封印の上、表面に「大水企第53001号 令和7年度大井川広域水道用水供給事業 浄水場ほか維持管理業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名)を記載して、公告に示した日時及び場所において提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、入札説明書に示された委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者は、入札参加資格の確認通知書の写しを持参しなければならない。

4 第1項の規定について、郵送又は電送によるものは認めない。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札。ただし、代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第10条第1号から第3号及び第7号から第10号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない企業団職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第14条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札参加者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第15条 落札者は、契約を締結しなければならない。ただし、契約締結日は、令和7年4月1日とする。

2 落札者が、前項の日に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(契約の確定)

第16条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第17条 契約保証金は、納付を要しない。

(異議の申立)

第18条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、設計書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。